

**天草市令和 8 年熊本地震
災害利子補給金
Q & A**

**天草市産業政策課
令和 8 年 9 月（初版）**

Q 1. 「資金借入契約書等の借入れを証する書類の写し」や「償還計画書等の写し」とはどのような書類ですか？

資金借入契約書等は、融資を受けるときに金融機関と締結された契約書のことで、借入額や償還期間が記載されたものです。

償還計画書等についても、契約時に金融機関が発行しておりますので、ご不明な点は金融機関へお問い合わせください。

Q 2. 「（様式2）令和8年熊本地震災害利子補給金支払実績証明書」はどこで発行されますか？

補助対象期間中に支払われた利子について、金融機関が証明するものです。融資を受けた金融機関に証明を依頼してください。

この証明書に記載された金額を市が利子補給金として交付します。

Q 3. 熊本県の金融円滑化特別資金または小規模事業者おうえん資金が対象とのことですが、その他の融資制度は対象となりますか？

この利子補給金は、熊本県の金融円滑化資金または小規模事業者おうえん資金を対象としていますので、それ以外の融資制度をご利用された場合は対象となりません。

なお、対象となる資金は次の3つとなります。

- ① 熊本県金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）
- ② 熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）
- ③ 熊本県小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）

Q 4. Q 3の①及び②の資金は8,000万円まで実質無利子ですが、Q 3の資金と併せて融資を受けた場合の対象額や上限額は？

この利子補給金の対象はQ 3の3つの資金のみとなります。

したがって、他融資を除く熊本県金融円滑化特別資金で上限8,000万円、熊本県小規模事業者おうえん資金で2,000万円までとなります。

Q 5. 今回の融資制度は、以前借りた分の借り換えも可能ということですが、利子補給の対象には、借り換え分も含まれますか？

借り換え分も含めて可能ですが、その場合でも1事業者あたり8,000万円または2,000万円までの借入を上限とします。なお、補給金額は、金融機関が発行する償還計画書等により算定します。

Q 6. 利子補給の対象となる融資を複数受けて、合計額が8,000万円を超えているのですが、利子補給金額はどうなりますか？

8,000万円までの範囲内で按分し算出します。

Q 7. 天草「市内」に住んでいて、事業所が天草「市外」にありますが対象となりますか？

市内に住所がある個人事業主で、市内で事業を行っている者を対象としているので、この場合は対象外です。

Q 8. 天草「市外」に住んでいて、事業所が天草「市内」にありますが対象となりますか？

市内に住所がある個人事業主を対象としているので、この場合は対象外です。

Q 9. 法人で、本店は「市外」にあり、「市内」には支店がありますが対象となりますか？

市内に本店がある法人を対象としているので、この場合は対象外です。

Q 10. 仮に国、県の利子補給を3年間受けた場合、引き続き3年間（通算6年間）利子補給を受けられますか？

市の支援策については、初回返済日から3年以内かつ36回分の利子補給を行うものですので、国県の利子補給を3年間受けられた場合は対象となりません。

Q 11. 返済に対する据え置きも可能となっているようですが、据え置き期間中も利子補給の対象となりますか？

据え置き期間中においても、利子分の償還が発生しますので、3年間（36ヶ月分）は利子補給の対象とします。

Q 12. 申請を忘れた場合、次年度にまとめて申請できますか？

できません。1月から12月までが翌年2月末日までの申請の対象期間となります。申請を持ち越すことや複数年の利子をまとめて申請することはできませんので、必ず毎年2月末日までに申請してください。

Q 13. 申請をしたらいつ振り込まれますか？

申請書類に不備がなければ、受理後、2週間程度で支給します。